

平成 2 3 年度

**食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会**

第 7 回 議事録

農村振興局

平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会
平成23年度第7回 農業農村振興整備部会

日時：平成23年11月10日(木)

10：00～12：00

場所：農林水産省本館7階

第3特別会議室

会 議 次 第

1．開 会

2．議 事

(1) 新たな土地改良長期計画の策定について

(2) その他

3．閉 会

開 会

○室本計画調整室長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成23年度第7回農業農村振興整備部会を開催いたします。

本日はご多忙にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、初めに本日は筒井副大臣にご出席いただいておりますので、副大臣からご挨拶をいただきたいと思います。

○筒井農林水産副大臣

おはようございます。

遅れてしまって忙しい皆さんをお待たせいたしまして、本当に申し訳ありませんでした。

委員の皆さんには、お忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

7月に諮問をさせていただいてから、現地視察を含めて4回会議を開いて検討していただきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

今、東日本大震災を始めとして、まさに緊急で最大の課題があるわけでございますが、先日「食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」が決定されました。その中で戦略1～7まで方針を出しているわけでございます。これは、TPPとは別の問題、別の対応策として出したものでございます。まさに今、TPPの議論が最大の問題点になっておりますが、これに参加になれば、全く別次元の対応策が必要になってくるわけでございます。それとは違うということが何回も確認されたものでございます。

戦略1で農地の集積を始めとした大規模化、コストの削減、これらの方針が出されております。まさに皆さんにご議論いただく土地改良長期計画に関係し、水田の大区画化や汎用化は、生産コストの削減、転作がより容易になるという形で自給率の向上に結び付く極めて重要な課題でございます。

戦略2では、6次産業化あるいは食の安全性、更には食味のよさ、これらの日本農業が持っている強みを更に発揮していくという方向性が出されているところでございます。

戦略3で再生可能エネルギー等の問題を提起しております。そこで農業用水を活用した小水力発電、これもまさにご議論をいただいております土地改良長期計画に深く関係し、その中の部分でございまして、これらを進めることによって農村にある資源を活用した新しい事業を興していく。そのことによって農業の再生、農村の再生を果たしていく。これを目指しているところでございます。

戦略4～5は、林業、水産業の関係でございます。

戦略6～7は、先ほど申し上げましたけれども、東日本大震災と原発事故に関わる、これからの復旧・復興という大きな課題を取り扱っております。この地域においても、まさ

に土地改良長期計画が大きな課題でございまして、しかも今度は住宅地との転換とか場所を変えると、今までは余りなかった基盤整備も必要になってくるという状況になっているところでございます。

これらいろいろな課題を抱えておりまして、当初、今年中に答申をお願いしたいと申し上げていたわけでございますが、皆様のご意見等々もありまして、今年度中に土地改良長期計画を策定したいという方針になったところでございます。

是非、引き続き皆様のご指導、ご理解をお寄せいただきますように、お願いを申し上げて私の挨拶とさせていただきます。

今日は大変ありがとうございました。

○室本計画調整室長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員の出席状況でございますけれども、岩崎委員と渡邊委員におかれましては所用によりご欠席でございます。井手委員におかれましては、若干遅れて出席されると伺っております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行については、佐藤部会長をお願いいたします。

議 事

○佐藤部会長

皆さん、おはようございます。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、最初の議題でございますが、これまで皆様方から新たな土地改良長期計画の枠組みについてご議論あるいはご指摘をいただきましたけれども、それらを踏まえた形で事務局から再整理したものを今日、ご説明いただくことになっておりますので、資料1に従って事務局からご説明をお願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、先ほど筒井農林水産副大臣からのご挨拶の中でもありましたように、これまで現地調査を含めて4回、この部会でご議論をいただいております。

前回の部会では、次期土地改良長期計画のフレームワークと中間とりまとめの構成案を提示させていただき、皆様からさまざまな御意見をいただいたところです。

今回は、前回の部会の際と、この部会に先立って先々週から、委員の皆様にも事前レクを行いましたときに、さまざまな意見をちょうだいしておりまして、それをもとに土地改良

長期計画中間とりまとめの案を作成させていただいております。それをもとに更に議論を深めていただければと思います。

今回の中間とりまとめ案には、土地改良長期計画に本来盛り込むべき成果指標と事業量が入っておりません。これは数値の準備ができ次第、改めて次の部会で提示したいと思っております。

それでは、A3の資料-1をご覧ください。これが中間とりまとめの枠組みでございます。まず、左側でありますけれども「食の危機」「国土の危機」「農村の危機」という今回の土地改良長期計画を見直す背景となっている現状が書かれております。これは前回の部会での柴田委員から政策課題を示す場合に、事実認識として日本の農業の何が問題なのかを記述すべきとのご意見を踏まえて整理したものであります。

「食の危機」では、世界人口の急増、世界的に見ても低い食料自給率、農地の減少、農業水利施設は基幹施設の2割が耐用年数を超過しているという現状があります。

「国土の危機」では、今回の東日本大震災の発生と地震の頻発化、気候変動と集中豪雨の頻発化、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農地土壌の汚染といった問題があります。

「農村の危機」では、過疎化・高齢化が従来より進んでいる、コミュニティ機能の低下、絶滅のおそれのある動植物が約3,000種あるということで自然環境の悪化などの問題があります。

右下の方には、土地改良長期計画を1年前倒して策定する背景を示しております。1つは、現行土地改良長期計画が平成20年度からスタートしており、今の「食料・農業・農村基本計画」の前に策定されているものですから、例えば戸別所得補償制度や農業・農村の6次産業化といった政策が踏まえられていないという問題点がございます。

それから、「農業・農村の復興マスタープラン」が8月26日に策定されておまして、これを踏まえた復旧・復興を強力に進めていかなければならないという点。

先ほど副大臣からも説明がございましたが、10月25日に策定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の戦略に沿った土地改良部門としての施策の展開が必要であるということが、その背景の3つ目でございます。

「我が国の農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」については、ご参考として皆さんのお手元にもお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

こうした背景等を受けまして、右上に四角で囲った部分になりますけれども、3つの危機に対応するための3つの政策課題として、農を「強くする」、国土を「守る」、地域を「育む」という政策課題を設定しております。この3つの政策課題に対し、課題解消に向けた政策目標を7つ設定しております。

前回、中間とりまとめの構成案を一枚紙で皆様にお示しましたが、そのときにお示した点と異なる点は、柴田委員の意見を踏まえて、この背景となる3つの危機をしっかりと明記したという点。それと、合瀬委員から、多面的機能については引き続きかなりのウェート

を持って取り組むべきではないかというご意見がありまして、この政策目標7つのうち5番目に「農業・農村の多面的機能の発揮」を新たに項立てしております。この2点が前回の提示案と異なる点でございます。

そして、一番右に主な施策を17種類書いておりますが、これはこういった施策、ツールを使って政策目標を実現していく、課題を解決していくというものでございます。5番目の項立てした多面的機能の発揮の部分については、、、 というツールを再掲する形にさせていただいております。これらを受けて次期土地改良長期計画の全体を基本理念として、『食を支える水と土の再生・創造』を掲げております。

ちなみに「再生」という言葉は、私どもの解釈としては、例えば従来からご説明している戦略的な保全管理による老朽化施設の機能の回復など、元どおりに戻すという文字どおりの意味合いです。また、被災した農地、農業水利施設を復旧する、あるいは過疎化、高齢化の中で農村コミュニティを再生するといった意味を込めております。

次の「創造」という言葉ですが、生産資源で考えれば、質あるいは機能を向上させるというプラスアルファの言葉と解釈しておりまして、例えば農業の体質を一層強化する、あるいは水田の大区画化あるいは汎用化によって、農地の質、機能の向上を図る。それから、被災地域の復興について、元どおりに戻すだけではなくて、我が国の食料供給基地のモデルとして復興を図るといったこと。それから、今まで導入してこなかった地域に再生可能エネルギーを新たに導入するという意味合いを込めております。

この全体フレームを、一番左下に書いております現行の土地改良長期計画と比較していただくと、違いがかなりあることがお分かりいただけると思います。震災からの復旧・復興は、当然のことながら、減災の視点を強化しているということ。それから、高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や、農業・農村の振興とを両立させる対策を意識して、今のフレームワークをつくったという点が現行土地改良長期計画と大きく異なる点だと考えております。

資料 - 1 は以上でございます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

森委員、お願いいたします。

○森委員

資料 - 1 の言葉遣いについて、気になるところが2箇所あります。

一番右側の主な施策の 、 の2箇所で「戦略」という言葉が出てくるのですが、 の戦略的な保全管理と、 の戦略作物では「戦略」の意味が違うと思います。一般国民

の方が見て混乱すると思うので、言葉を使い分けて、違う表現で言った方がいいのではないかと思います。

の「水利施設の戦略的な保全管理」は非常にわかりやすいと思うのですが、の「戦略作物等の…」となると、の戦略を受けているように受け取られるかもしれないので、ご検討いただきたいと思います。

もう一つ、の「耕作放棄地の発生防止と解消」とありますけれども、発生防止と解消のために何を行うのか、もう一言必要なのではないかと思います。

資料 - 1 について、この3点が私の意見です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。貴重なご指摘、ありがとうございました。
どうぞ。

○室本計画調整室長

政策の と のうち、の「戦略的な保全管理」は森委員のご発言では比較的わかりやすいということだったと思います。の「戦略作物」については、後ほど説明する土地改良長期計画中間とりまとめ(案)の14ページをご覧ください。戦略作物に関する注釈を欄外に付けておまして、麦、大豆、飼料作物及び米粉用米等々を戦略作物というしております。

この言葉を列挙するだけでわかりづらければ、列挙したものの後にこういったのが食料自給率の向上に非常に重要な作物であるということをつけ加えれば、一般国民の方々には理解しやすくなるのではないかと思います。

もう一点、の「耕作放棄地の発生防止と解消」の関係でございますけれども、これは発生防止と解消の手段はいろいろあります。例えば、発生防止をする手段は、農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、基盤整備、解消する手段は、耕作放棄地になったところを重機でもってもう一回耕して、農地に再生を図るということ、様々なツールを使いながら活用していくということを中間とりまとめの本文の中に書いております。もしそれでわかりづらければ、工夫させていただきたいと思います。

○佐藤部会長

ほかにいかがでしょうか。
柴田委員、お願いいたします。

○柴田臨時委員

土地改良長期計画の枠組みをつくるに当たっての背景をうまくまとめていただいて、ありがとうございます。かなりわかりやすくなっていると思います。

ただ、あえて付け加えさせていただくと、政策課題の ～ は独立しているものではなくて相互に関連、関連して をやれば 、 に連動していくものでありますから、ぐるりと一回り矢印で回していただくと、もっとイメージがつくのではないかと思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございます。

合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員

全体として大変よくまとまって、わかりやすくなっていると思いました。

以前に、これからの土地改良長期計画を策定していく中で、食料・農業・農村基本計画で謳われている多様な形態を支えるということも考えてやるべきだと発言したことと若干矛盾するのですが、今回の土地改良長期計画の計画期間が、今後5年間ということでいきますと、先頃発表された食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画も今後5年間でやっていくということで、かなり重なると思います。

食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画の中で一番難しいというか、土地改良事業と関わってくるのは、平地では多分20～30haの経営体が7割か8割かわかりませんが、大宗を占める構造を今後5年間で実現するということです。この実現については並大抵のことではないと思います。

この方針と符合させるのであれば、少し強調して土地改良長期計画の中にもそういう数字を入れなくていいのかどうか、若干議論した方がいいのではないかという気がしました。特に農地の大区画、意欲ある経営体への面的集積ということで書いてあるのですが、高いレベルの経済連携の推進ということと両立してやっていくなら、ここのところを少し強調して重点を置いてやっていますよということを示した方がいいのではないかという気がしました。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○室本計画調整室長

今の合瀬委員のご発言は、基本方針をもう少し踏まえた形にした方が良いのではということでしょうか。例えば中間とりまとめの本文の12ページをご覧くださいと、(1)の **施策1** がありまして、ここではまさに平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める農業構造を構築するということを記載しています。

これを実現するためにどうすればいいかという、前回の部会であくまでも今の段階で検討している指標の案をご説明しましたが、できれば、これを目安として指標化するというのも現在、検討しているというご説明をさせていただきました。

これまで基盤整備を実施した地区では、担い手、個別経営体又は大規模な生産法人がその地域に存在すれば、基盤整備をやることによって中山間地域でも10~20haの経営規模の拡大は可能であるというのがこれまでの実績でも大方つかめております。そういう意味では、そんなに無茶な数字ではないと考えております。

もう一つ、農業の国際化、自由化を踏まえてという記述は少しニュアンスが違いますけれども、本文の7ページの政策課題1の1段落、2段落目当たり。若干ニュアンスは合瀬委員の期待されている表現ぶりとは違うかも知れませんが、土地改良事業は海外の農産物との競争する上で重要な役割を果たすことが期待されていると記述しています。

それから、今回は中間とりまとめなので、前書きを入れておりません。前書きには、なぜ1年前倒して土地改良長期計画を策定しなければいけないのかという背景文を入れたいと思っております、そこではまさに基本方針・行動計画をしっかり踏まえて土地改良事業を行っていくのだということを謳いたいと考えております。既に前書き作成の準備にかかっておりますけれども、今の合瀬委員の意見を踏まえて強調できるように検討させていただければと思います。

○佐藤部会長

鷲谷専門委員、どうぞ。

○鷲谷専門委員

前回、欠席しておりましたので、もしかすると皆様のご議論についていけないということもあるかもしれませんが、危機として挙げてあることに対して、政策課題、政策目標、主な施策は、この部会で検討する事項が制約された中では、ある程度整合性があるかもしれませんが、しかし、もっとグローバルな視点、広い視野から見ると、何か少しずれがある印象があります。

政策課題の国土を「守る」というところで「多面的機能の発揮」という言葉が出ていますが、もう少し広い分野での議論、世界規模で使われる生態系サービスという言葉が多面的機能ということになると思うのですけれども、さまざまなサービスがあります。今、重視されているのがきっと地球温暖化に対する緩和や適用策とか生物多様性の保全に関わることが特に重視されることではないかと思えます。

気候変動と豪雨の頻発化は、「国土の危機」のところに入っているのですが、自然環境の悪化というのは「農村の危機」に入っています。農村に限定した価値の創出というよりは、もっとグローバルな問題としてとらえられているのではないかと思います。矢印が3つにきれいに分けて書かれたので、こうなっているのだろうとは思いますが、こ

この領域の中だけではなくて、もっと広い領域から見て齟齬がないようにする工夫がもっと必要ではないかと思います。

それから、政策目標の「5. 農業・農村の多面的機能の発揮」は、主な関心のある事柄に限定されているのですが、主な施策の中で「農業水利施設の戦略的な保全管理、耕作放棄地の発生防止と解消、農地防災対策の総合的な推進」が、(再掲)と挙げられています。しかし、それだけが多面的機能の発揮に関係あるというよりは下の方にある例えば「生態系や景観等の豊かな農村環境の保全・創出」が多面的機能に関係しているように思われます。政策目標と主な施策の関係に関して余り限定的にしない相互の関係が読み取れる方がいいのではないかと、これを見せていただいて思いました。

耕作放棄地は、勿論、作物を栽培することができないのですけれども、地域によっては耕作放棄地があることによって多面的機能が発揮されているということも具体的な検討を試みれば出てくるように思います。耕作放棄地も意味がないのではなくて大切なのだという見方も重要なのではないかと思います。使われている農地も使われていない農地も、それぞれの状態に応じて多面的機能を発揮しているのだという見方です。

以上です。

○佐藤部会長

左側の危機から出ている赤い矢印は、それぞれ政策課題の ~ に直接対応しているように見えますが、そうではなくて全体にかかっています。そのところは、誤解されやすい表現になっていますが、そこは違います。

どうぞ。

○室本計画調整室長

今のご質問ですけれども、確かに自然環境は、決して農村だけではなくてグローバルにとらえれば、それは都市だってあると思います。

○鷲谷専門委員

そういう意味で言っているのではないのです。農村の自然環境の保全というのは、農村の危機ではなくて、それこそ都市の危機でありグローバルな危機ととらえるべきではないかということです。

農村の危機に限定してしまいますと、農村にとってだけ困ったことというふうにとられてしまいますが、農村の方たちにとってだけの意味ではありません。

○室本計画調整室長

今、まさにそういうことでしょうかという確認をしようかなと思っていました。資料 - 1 では非常にフラットな整理の仕方をしてはいますが、1枚の紙で落とすためにこう

なっています。

例えば中間とりまとめの本文の中の1ページをお開きいただきたいと思います。今、まさに鷺谷委員がおっしゃって、この間も井手委員がおっしゃっていましたが、今回事前レクで浅野委員にも指摘されたところなのですが、1ページに「2.食料・農業・農村をめぐる内外の情勢」がございます。ここで農業のことを我々は一番論じなければいけないものですから、農業が衰退すれば、当然これは農家経済、農家の収入が入らなくなる。勿論、農村環境、農村社会、農村コミュニティの持続性も変えてしまうことになるだろう。

したがって、我が国の農業を考えると、2ページ目に入りますけれども、必ず経済の側面と例えば健全な生態系の維持、環境の側面あるいは社会・伝統文化、こういったものも含めた社会の側面という、この3つがそれぞれ複合的に絡まっているものから、調和的にバランスよく結び付けながら、それぞれの要素の持続可能性を追及していくということが必要ではないかという表現にさせていただいています。ですから、この意識をもって中間とりまとめの各細部を書いているという前提として、ここでまず、位置づけておきます。

2点目の多面的機能のところなのですが、合瀬委員の意見を踏まえて政策目標の5番目に落とし込んだ多面的機能という項目は、そのうちの国土保全機能だけをうたっております。

鷺谷委員が生態系もあるではないかおっしゃるところは、まさに施策の です。 について書かれた中間とりまとめの20ページをご覧くださいと、ここには美しい自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化、こういった多面的機能を次世代に継承していくのだという政策ツールとしてのことが書いてあって、勿論、自然体験や都市農村交流、こういったものも進めていこう。そこには、地域資源を観光資源としてとらえながら、生きものマーク米などの環境ブランド農産物の販売促進、こういった農業振興につなげる取組みも推進する必要があると考えております。

前に戻っていただきますけれども、ここにつながるような課題を11ページの政策課題3にもちりばめております。11ページの12行目から「また、我が国の農業・農村は、水源のかん養等…」ということで生態系、景観、こういったものをしっかり守っていくことが重要な課題ですという位置づけにしております。

ですから、一番始めに申し上げた1ページ目の私たちが持つ大きい認識として、農業と環境、経済、農村社会、この4つがきちんと複合的に結び付いているものをすべて底上げしないと、決して農業も環境もよくなりませんということを謳った上で農村における環境の課題、それから、その環境の課題をどうやって繋いでいくか。これを多面的機能として、はっきり結び付けていくという構成をとっているということです。

○佐藤部会長

森委員、どうぞ。

○森委員

基本的なことでも今更という感じもするかもしれませんが、自分の中でどうしても整合性がとれない部分があるので、一度説明していただきたいと思います。

主な施策の中の 農地の大区画と意欲ある経営体への面的集積ということで、資料2の本文で言えば12ページの(1)の2段落目「大区画化等の農地整備を…」という文から始まることです。2行目に中山間地域で10~20ha規模というような、要するに、大規模にしていくのだということを書かれているわけです。

主な施策の に当たり、資料2では20ページの(2)で生態系や景観等の美しい農村環境の保全・創出という項目があります。中山間地域は、生産効率は悪いかもしれませんが、美しい景観で、そして、日本人の農村の文化をつくってきたところです。

もしこの文章だけを読んだら、例えば緩傾斜の傾斜をもっとフラットにしてつくり変えて、その持っている良さをなくすような方向なのではないかと懸念するのですけれども、施策の中の と の兼ね合いみたいなものがあつたら、わかるように説明していただきたいと思います。

○室本計画調整室長

1つの事例で申し上げますと、中山間地域の棚田があるところで、その棚田を保全するためのさまざまな活動をやっている団体が数多くあるような地区で、効率性を追及して農業をやりたいと言っても、景観等を重視して、地域あるいは保全活動に携わる方々の合意形成は恐らく難しいと思います。

しかしながら、一方で中山間地域の小規模な水田農業をやっているところでは、等高線沿いに何枚も小さな規模の田んぼがあつて、そこを行き来するだけでも大変だということとがあり、長辺が長い大区画化、1haぐらいにしたいという地域もあります。そういったところでは、その地域のニーズに応じてやっていくということで、例えば景観を壊すような整備をやめて、もともと畦畔が石積みのものであるのであれば、引き続き石積みで田んぼを整備する。コストはかなりかかりますけれども、その場合には市町村等の助成も得ながら景観に配慮した大区画化に取り組んでいく。

事例で申し上げますと、そういうことになるのですが、これも一概に10~20haの規模の経営体の育成のための整備を全国至るところの中山間地域のどこでもできるものではないと思っております。

○森委員

それでは、今、室長にお答えいただいたものだとしたら、12ページのちょうど真ん中にあります「中山間地域で10~20ha規模の経営体が大宗を占める農業構造を構築する」とはっきり書くのは、今のお話と少し違いがあるのではないですか。

もう少しそこに緩さを持たせておいた方が、あとの農村文化を守るだとか農村環境を守

るだとか、そういうことと釣合いがとれるように思います。

○室本計画調整室長

「また、大区画化等の農地整備を契機として…」と書いておりました、長いスパンで考えると何年かかるかわかりませんが、いずれ基盤整備をやるところでは、まず、20～30ha、10～20ha を念頭に置いた整備を進めていくとご理解いただければと思います。決して基盤整備だけで実現できるとも思っておりませんし、ほかの経営局や生産局の関係施策とも連携しながら、農地集積、構造政策をやっていくものだと思っておりますので、そういう意味でご理解いただければと思います。

現に先ほど申し上げたように担い手がおられるところでは、大体7割ぐらいの農地が担い手に集積できる。ここ数年やっている基盤整備ではそういう実績もございますので、やはりその目標を下げて取り組んでいくのは、政策としては望ましくないということで、こういう目標を掲げさせていただきたいと思っております。

○佐藤部会長

中間とりまとめの方に議論が移っているように思いますので、資料 - 1 についての質疑応答はこの辺にして、次に移りたいと思います。資料 - 1 は、中間とりまとめの案を1枚に収めているので、収め方としてかなり無理があることをご承知の上でご理解いただければ幸いです。特に何かありますか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

「農村の危機」のところに「コミュニティ機能の低下」がありまして、集落のうち約1,400が無住化危惧集落と書いてあるのですが、11ページの多面的機能の中に「保健休養、やすらぎ、歴史や文化を伝える行事や伝統芸能など多面的機能を有している」ときちんと文章で入っています。

コミュニティ機能が低下することによって何が失われていくかということ、生活、文化、伝統であったり、従来のベース的なものがすべて失われていく。ということは、日本の歴史的な基本的なものが失われる。都会に文化があるというよりも農村に日本の文化があるので、それらがなくなっていくという大きな意味を持ってくるので、コミュニティ機能の低下の中に農村社会の生活文化、伝統、そういうものの創出を入れた方がいいのではないかとということ。

それから、先ほどの戦略作物、主な施策の なのですが、は森委員がおっしゃいましたように農業水利施設の戦略的な保全管理でわかりますけれども、戦略作物等の生産拡大のための水田の汎用化というところの戦略作物は、先ほど室長さんがお話くださいましたように、食料自給率向上のために必要な作物の生産拡大とわかりやすい言葉を入れた方が

良いのではないかと思います。

戦略的という言葉が幾つもの中に入っているのですけれども、それぞれ意味が違ってきます。意味が違うということよりもわかりやすい当たり前の言葉を入れた方がいいのではないかと。大切な主要穀物をつくることで食料自給率を上げる。それから、食料自給率を上げるためにそういうものをつくるということを明確に打ち出した方がいいような気がします。

○佐藤部会長

ありがとうございます。わかりました。

資料 - 1 の議論はこの辺にとどめさせていただいて、よろしいですか。

次の資料 - 2、これはこれまで委員の皆さんからいただいたご意見やご指摘等々を踏まえて事務局で更にブラッシュアップして用意させていただいたものですので、これについてご説明いただき、ご意見をいただくことにしたいと思います。

お願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、資料 2 の 1 ページをお開きください。中間とりまとめ（案）です。先ほど申し上げたとおり、一般の方々にはわかりづらいなというのは一番下の方の欄外に注釈を付けております。

まず、1 ページの「第 1 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の基本方針」、1 番目は基本理念と 3 つの政策課題、この課題に取り組むことを書いております。

2 番目、食料・農業・農村をめぐる内外の情勢でありますけれども、23 行目の頭の「農業生産活動は水や土などの地域資源を利活用して行われている…」から 2 ページの 6 行目にわたりまして、浅野委員の意見を踏まえて、先ほど鷺谷委員からも御意見がございましたが、農業の持続的発展のためには農家経済、農村環境、農村社会の持続可能性の確保が必要であること。

言い換えれば、我が国の農業は経済価値を生み出す産業としての視点を基本としながらも、環境や社会の視点も取り込んで、こうした 3 つを相互に結び付けてバランスのとれた持続可能性も確保することが重要であるということを前段で謳っております。

2 ページの 16 行目から食料・農業・農村をめぐる国内外の情勢として、「食の危機」、「国土の危機」、「農村の危機」という設定で、なるべく具体的な数値が入れられるものについては数値を入れて書いております。そして、これがずっと続いて 4 ページまでになります。

4 ページの 11 行目から 19 行目まで、ここは前回の部会で井手委員から公共事業が農村のコミュニティや地域の連帯を辛うじて支えてきた現実を考慮すべきという意見がございまして、ここにおいてはコミュニティ機能の低下が農業・農村に及ぼす影響、特に生産基

盤の脆弱化が更なる農業の衰退、あるいは農村の魅力や地域力の減退といったものを招いて、互いの負の作用が影響し合う複合的な危機からの脱却の必要性について書いております。

農村コミュニティが低下すれば、単に耕作放棄地が増大したり、水利施設の管理が粗放したりという片方通行の危機ではないのだということを、しっかり書いてほしいというのが井手委員のご要望でした。そういう複合的な危機なのだという書き方をしております。

○佐藤部会長

ここで説明を中断させていただきます。進行の不手際で申し訳ありません。合瀬委員と近藤委員は途中で退席されるということなので、もしご意見があったらご発言下さい。

○合瀬委員

先ほど室本室長からご説明いただいたように、資料2の土地改良長期計画中間とりまとめ(案)の方はかなり詳しく書いてあるので、よくわかります。私が先ほど言いたかったことは、1枚紙の方の事です。一枚紙は今回の土地改良長期計画はどこに重きを置いているのだということが一目でわかるようにした方がいい。勿論、中間とりまとめ(案)の方は読めばかなり詳しく書いてある。数字も具体的に書いてあって非常によくわかる内容になっていて、バランスもとれていると思うんです。

それとこの1枚紙とは役割が違っていて、これをぱっと見て今回の長期計画というのは、どういう問題意識が分かるようになっていた方が良いということです。単なるまとめではなく、どこに重きを置いてやっていくのだという意思表示みたいなところが分かるように、少し強弱をつけた方がいいというのが、先ほどの意見でした。

いずれしても今の状況、先ほど筒井農林水産副大臣がおっしゃったように、これからTPPに参加するかどうかでかなり違ってくるので、少し状況を見ながら、特に5年間の計画でするので、強弱をつけて取り組んでいくべきなのかなという気がします。

それは今後の状況を見ながらとしか言えないので、済みません。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

近藤臨時委員、どうぞ。

○近藤臨時委員

近藤です。ありがとうございます。

失礼な言い方でしたけれども、この前の土地改良長期計画がインデックス集みたいで余り読む気がしないという指摘をさせていただきました。今回は、随分わかりやすくまとめていただけたと思います。ご苦労様でした。まだ終わっていませんけれども、少なくとも

ここまでのところについてはご苦労様でした。

これがベストかどうかはわかりません。もっと違う、もっと良い書き方があるのかもしれないけれども、とりあえず、前の読みにくい文章から随分前進したなという意味で非常によかったと思っております。それが1点目。

2点目は、これから先、年度内のとりまとめということのようです。筒井農林水産副大臣がおっしゃったように TPP の話だとか、それに伴ってかどうかは別にしても、農業強化策、農業構造改革の話がいろいろ出てくると思います。

それと先ほど、室本室長がおっしゃいましたけれども、現段階の案では存在しない「前書き」というものがあって、何を、どういった方向を目指すのかは、そこにプラス α で盛り込まれるのでしょうか。確認したいと思います。

というのは、現段階の案だけ見ると、やたら詳しいけれども、冒頭はなんかモゴモゴという感じで始まっています。何をを目指すのかが、よく読まないといけないような状況になっています。これに前書きという「総論」が付いてそこで、「現下の自由化の流れの中で云々」のようなことも出てくるという理解でよろしいでしょうか。これが2点目です。

3点目は、細かなことですが、22 ページから始まる第4の「計画の実施に当たって踏まえるべき事項」がずらっと並んでいます。私の理解では、ここは要するに、留意事項、補足といった意味だと思っています。丁寧に書いてあることに対して文句を言う筋合いではないのですけれども、第3までの政策のメインの部分の後に、留意事項がどっしりと鎮座しているみたいなイメージがあるので、そこがどうかと思いました。

ただ、詳しく書いてあるのに対して、詳しく書いてはだめではないかと注文をつけるのも変な話なので、単なる感想です。以上、3点です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

お答えできる部分があれば、お願いします。

○室本計画調整室長

2点目の前書きの話ですけれども、今、準備しているものは TPP との関連性は全く書いておりません。どういう形になるかというのは今後の話になるでしょうし。

ただ、この「農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に沿った形の政策展開はしっかり図らなければいけないということは書くつもりでございます。TPP の議論が進捗すれば、場合によってはそれなりの対応をとらなければいけない可能性も当然、今の段階では否定できないということになるかと思えます。

留意事項の関係については、確かに近藤委員がおっしゃったように私も自分で書きながら長くなってしまったと思うのですが、やはり留意事項といえども、しっかり念頭に置いてやっていきたいと思いますということで、かなりの重要性があります。踏まえてやっていかな

ければいけないということを書き込んだつもりです。長い形になってしまいましたが、扱いとしては本文に書いてある施策を進めるために遵守してやっていかなければいけない事項だにご理解いただければと思います。

○佐藤部会長

途中で説明を中断させてしまいまして、済みませんでした。

また引き続きお願いいたします。

どうもありがとうございました。

4ページからお願いいたします。

○室本計画調整室長

4ページのコミュニティのところまで説明したでしょうか。

4ページの25行目からは、土地改良事業の目的です。土地改良事業が構造政策に貢献してきたことをわかりやすく記述すべきという前回の部会での近藤委員のご発言に沿って、5ページの1～10行目まで基盤整備に併せた農地利用集積による経営規模の拡大ということ、どれだけ拡大しているかということを示してあります。例えば平成15～17年に実施した基盤整備地区においては、事業実施前に7.1haという経営規模であったのが事業完了後に19.1haと3倍に増加しております。これは基盤整備の地区によっても、地域によってもかなり差はございますけれども、こういった効果が現に表れているということを書いてあります。

11行目からですけれども、これは、浅野委員から土地改良事業が持っている社会的使命をしっかりと書くべき、また、土地改良事業で整備された農地は社会的共通資本の性格を有していることも書いた方がいいのではないかとのご指摘がございまして、ここで農地の持つ性質として、一度損なわれたら地力の回復に相当な時間と経費を要するということが記載されています。それから、国土・環境保全、水源のかん養等、広く国民の暮らしを支える多面的機能を発揮してきています。

こういったことから農地は社会的共通資本として、公共投資により税金によって整備が行われてきたということを書いてあります。

23行目以降、次期土地改良長期計画の基本理念として、「食を支える水と土の再生・創造」を掲げることとした考え方を書いてあります。

6ページの11～21行目までですけれども、次期土地改良長期計画で対象とする事業の性質について記述しております。従来、土地改良長期計画は土地改良法に基づく事業だけを対象にしていた時代もありましたが、今般、予算の構造や予算規模自体が変わっておりまして、政策の中身もハードからソフトへ移行しています。非公共事業なども積極的に活用しないといけないものですから、これまでの建設事業だけではなくて、それ以外の非公共事業や、管理に係る農地・水保全管理支払などの制度も活用しながら推進していくとい

うことを書いております。

7ページから本計画における政策課題です。まず、政策課題1の1段落目です。「世界最大の食料純輸入国である我が国では…」という文面は、途上国の人口爆発で、食料が足りなくなるのにもかかわらず、金の力に任せて食料を買うというのは基本的には無責任ではないかということで、浅野委員の意見を踏まえ記述しております。

2段落目は近藤委員の意見を踏まえまして、政策課題1、農を「強くする」というのであれば、土地改良事業は、国際化、自由化に対応し、重要な役割を果たすのではないかとということで、若干触れております。

22行目から、大規模経営体を始めとした意欲ある多様な経営体の育成、農地の機能向上、基幹から末端までの水利施設の保全管理が不可欠であるということを書いております。

及川委員の意見を踏まえまして、25行目から、農家の高齢化が進行する中であって、次世代への農地を円滑に継承していくという観点から、基盤整備と併せた集積が重要だという書きぶりになっています。後段の方は農地の排水性や老朽化施設の更新整備を行う必要性を記述しております。

8ページの政策課題2でありますけれども、24行目からの(1)被災地域における課題においては、農地の除塩・除染を含めて被災地域の復旧・復興を早急に図ること。それから、復興に当たっては、再生可能エネルギーの生産と利用を促進することが重要であると書いております。

9ページの19行目からは全国的な課題であります。被害を最小化する減災の考え方に沿った総合的な対策の必要性を書いております。

10ページに移りますが、国土を「守る」という観点から(3)多面的機能のうちの国土保全機能について、それを次世代に継承することが重要であるということを書いております。

政策課題3に入りますけれども、農村コミュニティが脆弱化する状況下、農地・農業用の保全管理などの地域共同活動を促進する。そういった政策的措置によりコミュニティの維持、活性化を図ることが重要である。

11ページの4行目からでありますけれども、集落レベルの共同活動が定着してきておりますから、今後は震災からの復旧・復興あるいは農地周りの水路等の長寿命化といった高度な取組みにもっとすそ野を広げていく必要があるのではないかと課題を書いております。

8行目からは、自立・分散型エネルギーの導入・促進、美しい農村環境、生態系ネットワークの保全、景観形成を通じて農村が有する多面的機能を次世代に継承することが重要であることを書いております。

12ページからは、第3として政策課題を達成するための目標と具体の取組であります。

政策課題1に関しては、2つの目標と7つの施策で構成しています。

まず、目標1でありますけれども、(1) **施策1**の関連ですが、ほ場の大区画化とパイプライン化を推進して、生産コストの低減を図ることにより農業経営の安定化を図ること。それから、先ほど議論になっている農地の大区画化と利用集積を契機に、食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に示された平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める農業構造を構築するということ。

(2) **施策2**の関連ですけれども、農業を支える人に着目すべきであると前回の部会で西辻委員からご意見がございました。そこで、基盤整備を契機に、農業生産法人や集落営農組織の設立、これは当然のことでありますけれども、個別経営体の規模の拡大を図ること。新規就農者も含めた意欲ある多様な経営体あるいは経営者を確保していくこと。

24行目からは、事前レクにおける柴田委員の意見でございますけれども、経営というのは中山間地域、都市的地域あるいは規模の大小にかかわらず、意欲ある経営体は存在するはずで、その経営体というのは単一的なものではなくて、経営の複合化あるいは多角化、こういったものにチャレンジしながら発展するのだろうということで、そのことを念頭に置いた基盤整備を推進していくこと。

13ページに入りますけれども、1～4行目。ここは森委員、山崎委員及び岩崎委員への事前レクの際にいただいた意見を踏まえまして、男女共同参画を踏まえつつ6次産業化に資する基盤整備をやっていく必要がある。当然、基盤整備だけで6次産業化を推進するというのは難しいですから、他の部局の施策とも連携しながらということになると思いますが、それを書いております。

13ページの(3) **施策3**では、品質向上や高収益作物の導入などを旨とする畑地かんがい施設の整備を推進することを書いてあります。

目標2に移りますが、前回の部会で森委員から食料供給力、生産力とかいろいろな言葉を使って非常にわかりづらいというご意見がございましたので、欄外に食料供給力の意味を注釈として付記しております。

(1)の**施策4**では、国、地方の財政逼迫により耐用年数が超過した施設の更新整備が遅延することが懸念されるということ。それから、今後の整備は、全面更新等に代えて、リスク管理を行いつつ長寿命化を図る戦略的保全管理を推進すること。14ページに入ります。国、県等の各主体が適切な役割分担のもと、水源からほ場に至る水利システムの一体的かつ安定的な機能を図ることを書いてあります。

(2) **施策5**戦略作物等の生産拡大のための水田の汎用化では、自給率向上に向け戦略作物の生産拡大を図ること。排水対策の強化など水田の汎用化を重点的に推進すること。そして、以前、委員の皆さんに現地調査でご覧いただいて非常に好評を得ました、地下水位制御システムの導入を促進することなどについて書いてあります。

(3) **施策6**では、輸出促進の観点から野菜や果樹などを対象にした畑地かんがい等を推進するということ。主に北海道になろうかと思いますが、酪農や肉牛への自給飼料の増

産のための草地の改良整備や肥培かんがいシステムの更新整備を促進すること。

15 ページの(4) **施策7**では、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、再生利用の取組み、耕作放棄地を農地に再生させるという取組です。それから、農地・水保全管理支払を促進するということ。中山間地域における基盤整備によって意欲ある経営体への農地の利用集積を図ること。それから、鳥獣害対策など生産・経営関係のソフト施策との連携により優良農地を確保すること。こういったことを書いています。

15 ページからは、政策課題2であります。ここは3つの目標と6つの施策で構成しています。

まず、(1) **施策8**では、がれき、ヘドロの除去、除塩、畦畔の修復等について3年以内の着実な復旧を目指すということ。

壊滅的な被害を受けた基幹的な水利施設や農地海岸堤防等については、主に直轄災害復旧事業等を活用して、おおむね5年での復旧を目指すこと。更に農地や農地周りの水路については、土地改良区や集落活動組織が主体となった復旧活動を推進していくこと。

16 ページに入りまして、農地の除染について触れていますが、ここは現場レベルで適用技術の実施を進め、対策工法としての確立と他省と連携しつつ汚染物質の除去を推進すること。農水省だけで除染作業を行うわけではなくて、各省連携のもとに取り組んでいくことになっておりまして、その辺を調整している最中でありましてけれども、いずれ国全体としてやっていく。農水省もその1つを担いでいくということを宣言しています。

(2) **施策9**では、地域の意向に沿って大区画化等による低コスト化農業を志向する地域では、意欲ある多様な経営体への農地利用集積や土地改良法の特例法に基づくほ場の大区画化を推進すること。経営の多角化や高付加価値化を志向する地域では、必要な用地等の創出を区画整理等の手法を活用して行うこと。

新たな所得や雇用の観点から、耕作放棄地等を活用して地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入の促進を図ること。

(3) **施策10**では、被災集落の復興整備について市町村が策定する復興計画をもとに他省庁との連携のもと、農業地域と居住地域の土地利用を再編する。以前、再ゾーニングという言葉を使っていましたが、山崎委員からわかりづらいというご指摘を受けまして「土地利用を再編する」という言葉に変えております。17 ページに入って、復旧・復興の際には各県の土地改良事業団体連合会が整備した地理情報システム(GIS)を活用することなどを書いてあります。

目標4の(1) **施策11**では、近年、自然災害が頻発化していることに対応し、農地防災事業を総合的に推進していくこと。

(2) **施策12**では、老朽化ため池の改修を推進すること。減災対策に重点を置いたハザードマップや防災情報伝達体制などのソフト対策を推進すること。津波被災地域や大規模地震の発生確率の高い地域においては、避難路・避難塔の設置等を促進すること。

18 ページ、(3) **施策 13** では、大規模地震の発生確率の高い東海・東南海・南海地震の地域に全国の約 2 割の基幹的な農業水利施設が存在していますが、今後、その耐震強化を推進していくこと。平成 7 年の兵庫県南部地震や今回の東北地方太平洋沖地震による被災の教訓を踏まえ、こうした大規模地震の発生確率の高い地域の重要構造物を対象にしまして、レベル 2 地震動による耐震設計、照査を推進していくことを書いています。

目標 5 は繰り返しになりますが、新たに頂立てした、多面的機能のうちの国土保全機能の発揮に係る目標です。土地改良事業を実施することにより多面的機能を発揮させること。特に関連する施策は**施策 4**の水利施設の戦略的な保全管理、**施策 7**の耕作放棄地の発生防止と解消。優良農地の確保につながる施策ですので、ここへ位置づけています。それから、**施策 11**の農地防災対策の総合的な推進を書いています。

施策 1～**施策 17**と基盤整備後の適切な営農活動によって、多面的機能が発揮されるという解釈でございまして、すべての施策を並べるわけにもいかないの、代表的なこの 3 つを再掲として挙げていただければと思います。

19 ページからの政策課題 3 でありますけれども、2 つの目標と 4 つの施策で構成されています。

まず、(1)の**施策 14**です。東日本大震災を契機として、これまでの農地・水・環境保全向上対策の取組みを更に発展させ、従来の枠を超えた多様な主体の参画により地域資源の管理を総合的、広域的に担う体制の整備と、その取組みの範囲を水路等の長寿命化や土壌等の保全などのより高度な内容への拡充の必要性を書いています。

そして、20 行目からですけれども、ここは井手委員の意見を踏まえまして、高齢化が進む中で、かつてのコミュニティの再生を目指すのではなく、外部からの若年層の参加や NPO などとの連帯・協働を生み出す新たな開かれたコミュニティを再生する視点に留意して取り組むことを書いています。

最後の目標 7 になりますが、19 ページ下の(1) **施策 15**の関連になります。いわゆる再生可能エネルギー法が制定されていまして、それを受けて再生可能エネルギーの導入の促進を図ること。特に小水力については、水利施設の更新に併せて、土地改良区の維持管理費の低減を図ることを視野に、取組を推進すること。

(2) **施策 16**では、農業・農村がもたらす美しい自然環境、保健休養、やすらぎ等の多面的機能を国民が享受できるよう引き続き農村環境の保全に努めるとともに、合瀬委員の美しい農村環境は観光資源ととらえるべきだというご発言を踏まえ、美しい農村環境を観光資源としてとらえ、グリーン・ツーリズムや都市農村交流の取組みを推進すること。

最後の(3) **施策 17**では、農村の資源循環機能や地域資源を活かした個性豊かで活力ある農村づくりに資するため、農業集落排水や汚泥のリサイクルを引き続き推進することを書いていきます。

22 ページからは、計画の実施に当たって踏まえるべき事項です。

1 番目は、予算の重点化・適切な執行の関係です。財源が限られていますので、その効率的、効果的な活用の観点から、真に必要な事業への予算の重点化と事業の適切な運営・管理の重要性を書いています。

2 番目は、国・地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化です。ここでは、地域主権大綱の趣旨に則って、地域に身近な行政は地方に委ねる。一方、末端施設は集落等の自主性に任せた整備等を進める必要があるのだけれども、土地改良施設は基幹からほ場周辺まで一連のものであるということで、今後とも各主体の連携強化が必要であることを書いています。

3 番目は、施策の連携強化と総合化です。次期土地改良長期計画では、幅を広げているいろいろな施策について言及していくことから、近藤委員の意見を踏まえ、農政に係る施策の連携強化と総合化について言及しています。基盤整備が戸別所得補償や農業・農村の6次産業化の推進に向けた省内の関連施策との連携、被災地域の復旧・復興に向けた他省庁との連携を強化しつつ、基盤整備に取り組む必要があることを書いています。

23 ページに入りまして、4 番目ですが、我が国の農業は地域によって多様ですので、北海道、沖縄、中山間地域、離島などの条件不利地域の事例を示し、地域のニーズ、その特性に応じた整備を推進する視点に留意して取り組んでいくことを書いています。

5 番目は、土地改良区が果たすべき役割の拡大です。土地改良区とはどういう組織かを丁寧に説明すべきというのが及川委員、合瀬委員のご意見だったと思いますが、それを踏まえて土地改良区とその方向性について1段落～3段落目に記載しています。

その上で、土地改良区が持っている土地利用調整機能を活用して、その地域のコミュニティの再生、地域防災力の向上、更には他機関との連携により農産物の加工・販売等にもウイングを広げた活動を展開するよう期待を込めた記述をしています。

24 ページの6 番目は、土地改良負担金の軽減です。従来から農家負担軽減対策に取り組んでいますが、今回は特に被災地域の負担軽減対策について書いています。

7 番目は、災害復旧等に係るバックアップ体制の構築です。震災を契機に国、県、県土連等による被災地域に対するさまざまなバックアップ体制の充実を図る必要性があることを書いています。

25 ページの8 番目は、地球環境問題への対応です。気候変動に起因すると思われる渇水、豪雨、洪水、高温障害等に対する備えとして、防災・減災対策の推進や新たなかんがい手法の検討を進めることを書いています。また、温室効果ガスの削減に向けて再生可能エネルギーの導入促進を図ることを書いています。

9 番目は、技術開発の促進です。現地でご覧いただいた地下水位制御システムを始めとして実用新技術がかなり開発され普及してきています。今後も実用新技術の開発に向けて取り組んでいく。国がかじ取り役になって積極的に関与していく必要性について書いています。

また、26 ページになりますが、鈴木委員のご意見を踏まえして、国際貢献の観点から、

開発した実用技術の海外への移転、普及に努めていくという記述を盛り込んでいます。

26 ページの 10 番目は、入札契約の透明性、競争性の拡大です。一般競争入札を原則として品質確保のための総合評価落札方式を活用していく。透明性、公平性、競争性の一層の向上を図るということを書いております。

11 番目は、事業評価の厳格な実施と透明性・客観性の確保です。事前、期中、事後の評価を引き続き徹底して行うということと、多面的機能関係の評価項目はまだまだ定量化されていないもありますので、その検討を進めていくことを書いております。

最後、27 ページの 12 番目は、さらなる事業コストの縮減です。直営施工や民間の技術提案、新技術、新資材といったものを使いながら、さらなるコスト縮減に努めていくということを書いております。

長くなりましたが、以上でございます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

資料 - 1 で随分時間を取りましたので、余り質疑に時間をかけられなくなりましたが、20 分ほどございますので、是非、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

森委員、お願いします。

○森委員

言葉について確認したいのですが、23 ページの下から 2 行目「地区内農地の集団化」というのは「集団」で間違いはないのですか。「集積」ではないですか。

○室本計画調整室長

はい。「集団化」というのは、要するに、面的集積みたいな意味合いを持っていて、面的集積によく似たものとお考えいただければ、結構だと思います。一般的に使っている言葉です。

○佐藤部会長

ほかによろしいでしょうか。

及川臨時委員、お願いします。

○及川臨時委員

本文の 1 ページにもあるが、「農業の持続的発展のためには、農家経済・農村環境・農村社会の持続可能性が等しく確保されること」という文言にあわせて、12 ページの(1)の最後の部分「その際、機械の共同利用化や営農技術普及等に係る施策との連携」、この

部分に、挿入して頂きたい文言がある。

19 ページの「地域が主体となった地域資源の保全管理」という部分があるが、経営体の面的集積が行われると、畦畔等の草刈が大変な作業になる。そうすると、現在の日本の家族経営的な規模拡大のなかでは、それが大きな障害になる。

20 ページにもあったが、美しい農村環境の基本的な部分として、その辺の管理が徹底しないと、なかなか守れるものではないといった意味でこの部分に、その文言を挿入していただけるようお願いしたい。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

浅野臨時委員、どうぞ。

○浅野臨時委員

土地改良長期計画自身はとても読みやすく、ある種メッセージ性が強くなったと思っています。

幾つか微細な修正なのですが、例えば 26、27 の用語の注釈があるのですが、この用語は、実はもっと前のページに出てきたりするので、少し注釈の位置の確認していただきたい。あと、例えば「社会的共通資本」という用語も注釈で書くべきではないか。

それと関連して2ページ目の13行目、ここだけ「社会資本」になっているのですけれども、ここは使い分けるべきなのか、それとも「社会的共通資本」と書くべきなのか、これだけ教えてください。

○室本計画調整室長

注釈については修正いたします。

2ページの「社会資本」というのは「社会的共通資本」という言い方に変えても問題ないというか、逆に変えないといけないと考えます。失礼いたしました。

○浅野臨時委員

もうあと2つ。

私のコメントを踏まえ、7ページの一番冒頭の部分で加えていただいたのですが、すごくメッセージはクリアなのですが、余りにクリア過ぎるような気も少しします。私の方で考えてみたので、読んでいいですか。

「世界最大の食料純輸入国である我が国が、途上国を中心に飢餓や暴動が深刻化している状況を踏まえるとき、世界の食料需給のバランスに配慮し、不測の事態に備えて自国において一定の生産力を将来にわたって確保しておくことは、国際社会における責任がある

国家の基本的な責務である」のようにした方がいいかなと思います。後で、この文章をお渡しします。

もう一か所直したのですが、それは今読みませんので、後ほどメモを事務局にお渡しします。

○佐藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

柴田臨時委員、お願いします。

○柴田臨時委員

全体的に具体的な施策の中身になっていてわかりやすいのですが、1点。16ページの(2) **施策9**の一番最後の「耕作放棄地等を活用して、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの導入を促進する」このことは、まさにそのとおりなのですが、ただ、踏みこんで考えてみると、かなり点々とする耕作放棄地において太陽光、風力発電等に取り組んでも、コストがかかるので、耕作放棄地自体を集積しないといけない気がします。その辺の言葉の配慮が必要ではと思います。何らかの土地の集積をしていかないと、再生可能エネルギーの生産も27ページの事業コスト削減を図るといふ部分と絡んでくる問題かと思えます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

○鈴木臨時委員

関連でよろしいですか。

○佐藤部会長

鈴木臨時委員、どうぞ。

○鈴木臨時委員

基本的には耕作放棄地は発生防止と解消をしていくという方向の中で、ただ耕作放棄地を再生可能エネルギーの生産の場として、太陽光発電等と活用するとなると、矛盾があります。確か、スマート・ビレッジの構想イメージ中では、農業に適さない耕作放棄地という表現を使っていたと思います。耕作放棄地の中にも、まさに農業をやるには適さない放棄地も結構ありますので、農業に適さない耕作放棄地という表現の方がより適切ではないかなと思っております。

耕作放棄地はやはり農業に適するものは農業をやっていくのが基本でございますので、

その辺の表現を考えていただければと思います。

○佐藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

とてもよく描かれていると思います。視点がそれるかもしれませんが、今の日本の農村の自然環境であったり、多面的機能であったりを考えるに、日本の農村の景観がヨーロッパの農山村の景観に比べて美しく見えないのは、なぜだろうかとずっと考えていまして、それは草なのではないかと思い当たりました。雑草の生え方が日本の場合の気候状況において、梅雨の時期から秋にかけて何度も何度も草を刈らなければ、景観を維持できないような状況にあります。

この前、名取市へ行ったときに、津波で流された物に草が覆うことによって、見えなくなって処理ができないために除草剤をまいて真っ赤になっている土地が農地を含めてありました。北陸や稲作地帯でもそうなのですが、春の田植えの時期に訪れますと、畔が除草剤で真っ赤になっています。稲刈りの時期までそういう時期が続きますが、それが農村の美しさを奪っていると思います。

むしろ雑草が生えている方が緑できれいだと思われる景観が続いているのですけれども、農村が過疎になっていくのと同時に景観を維持するのにどう解決していくか。あと、経営規模を拡大していくと、畔の草刈りが大きな問題になってきます。

若い人たちが企業的経営を行っていくと、畦畔まで手間をかけていくということができなくなってきます。まず草刈りが放り出されてしまうので、除草剤をまいて簡便にやってしまうということが起きてきます。そうすると、水の汚染にもなりますし、景観もよくななし、安全なお米や畑作物の栽培にも問題がきます。だから、畔の雑草をどういうふうにして、きれいにして維持をしていくかということがとても大きな問題なのではないかと思っています。

それに対する長期的な展望として、助成金によって、アジュガやシバザクラを植える取組をしているところもありますが、何年も続かなくて助成金がなくなると、苗代が払えなくなるということでなかなか続かないという問題があります。

畔がきれいに維持されると、日本の農山村の景観が良くなり、みんながそこへ尋ねて来て田んぼに素足で入ってということも可能なものになってしまうのではないかと。是非、そういうことを検討していただきたい。よろしく願いいたします。

○佐藤部会長

先ほど、大区画化のところにもう少し地域管理という視点で地域協働も書き込んでくださいという意見もありましたが、まさにそれと関連している部分だと思います。

ほかにございますか。

大出臨時委員、お願いします。

○大出臨時委員

23 ページの5 . 土地改良区が果たす役割の拡大というところですが、そこに農家の賦課金という言葉があると思います。現在、全国に土地改良区は、5,000 存在しているということでございますが、農業者にとってこの賦課金の負担がだんだん重くなってきています。

この賦課金が一番使われているのは、土地改良区の事務職員の人件費に関わることが多いと思っております。土地改良区の集約もこれから必要になってくるということも、これからの5年間で計画であれば、加えるべきではないかと思えます。

○佐藤部会長

お願いします。

○室本計画調整室長

大出委員のおっしゃる土地改良区の集約は、合併や統合という意味でしょうか。23 ページの20行目をご覧くださいと、土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、統合等による組織基盤の強化という書き方をしているのですが、これ以外にもう少し強調するよという意味合いでしょうか。

○大出臨時委員

賦課金が大変重くなってきておりますし、すぐ払えない方も出てきていることも現実でございます。

○佐藤部会長

いかがでしょうか。

大体ご意見は出そろったと思います。後ほどペーパーでくださるというご意見もあるのですが、それらを踏まえて、部会長に一任頂き整理させていただくことによれば、中間とりまとめの議論をこれで閉めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○森委員

内容についてはこれでいいと思います。わからないことがあるので教えていただきたいのですが、今、大出委員からも意見がありましたけれども、土地改良区の統合等による組

組織基盤の強化と書いてあります。

統合した場合、素人的に考えますと守備範囲が広がって逆に言えば、維持管理が非常にしづらいという問題が出てくるのではないかと懸念する点もあるのですが、専門の方がそれをどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

実際は統合化することによって、守備範囲が広がるとそれだけ人件費等のコストもかかってくるような気がするのですが、その件について、見解を教えてくださいたいと思います。意見ではなく、質問です。

○佐藤部会長

お願いします。

○上大田土地改良企画課長

土地改良企画課長でございます。

土地改良区で1つ問題になっていることは、非常に小さい土地改良区が多いということでございます。そうすると、賦課金を集めましても、組合員数十人という単位では職員が雇えないというところもございます。

大規模化することによって、まずは共通部分といいますか総務部門が1つで済むということもありますし、規模が大きくなればオペレーターの方を雇う人件費も出てくるということで、組織基盤が強化されると我々は考えていまして、統合を進めるような施策も打ち出しております。

○齊藤整備部長

補足させていただくと、土地改良区は、いろんな土地改良区があります。東日本には比較的大きな土地改良区が多いのです。それは、国営のかんがい排水事業などをやっておりますから、しっかりした組織があって、自分たちの事務所もあって、職員もいてということなのですが、西日本の土地改良区ですと、事務所もないし、例えば理事長の家が事務所になっているという場合もあります。ですから、当然、専任の職員はいない。あるいは市町村の役場の一角を借りて事務所をしているなど、そういう非常に小さな土地改良区が多いのです。土地改良区の大体50%以上では、専任職員がいなかったり、事務所を持っていないという現状なのです。

そういう小さな土地改良区ですと、ますます組合員が高齢化していく中で、土地改良区の維持も難しくなっていくので、土地改良区をある程度統合して、専任職員を1人ぐらいは置けるような形にするとか、なかなか事務所を置けないとしても、市町村の役所の中にスペースを設けていただいて、市町村も応援しながら、周辺の土地改良区をまとめて面倒をみるといった方法をとっていかないと、なかなか難しい状況です。そういう意味で、大きな土地改良区を更に合併するというイメージではありません。

○森委員

わかりました。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。今、いただいたご意見を踏まえて少し修文するということになるかと思いますが、部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤部会長

ありがとうございました。

それでは、最終的な中間とりまとめについては一任いただきましたので、修正したものを改めて後日、委員の皆様にお送りさせていただくことにしたいと思います。

続きまして、議題の(2)その他に移ります。

○室本計画調整室長

部会長すみません、資料3がまだです。

○佐藤部会長

すみませんでした。資料3の説明をお願いいたします。

○室本計画調整室長

今後のスケジュールでございます。

一枚紙で、右上に今日の第7回部会で中間とりまとめの審議していただいているということでございます。第6回部会は、左下に書いておりませんが、これは先般の国際かんがい排水委員会(ICID)関係の持ち回りの審議をやらせていただいております、それがカウントされているという扱いとなっております。

土地改良長期計画中間とりまとめに関しては、恐らく来週、再来週ぐらいから今回議論していただいたものを基に、パブリックコメントをかけることになろうかと思えます。この期間は1か月になります。同時に、土地改良長期計画中間とりまとめの内容を関係者まで周知する必要がありますので、北海道から沖縄までのブロック単位で説明会を行うということを考えております。

また、これと並行して、今後、成果目標と事業量のすみ分け、それに対する調整を行って、年明けに第8回部会を開催して、成果目標・事業量入りの計画案を提示したいと考えております。

その後、期間は非常に短くなると思いますが、事業量についてもパブリックコメントを1回かけないといけないと考えています。その期間は、2週間か3週間になるかは年度末までの予定を勘案しながら決めていきたいと思っています。都道府県知事の意見聴取、各省協議を経て2月中旬から下旬に第9回部会を開いて、そこで最終とりまとめ、答申という形にさせていただきたいと思っております。それが順調にいけば、3月末までに土地改良長期計画の閣議決定ということになるかと思っています。

冒頭、筒井農林水産副大臣からのご挨拶の中にもありましたけれども、当初12月末までに閣議決定と申し上げておりましたが、いろいろ議論を深めたいということもあって年度末に延ばさせていただくということでご了解をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○佐藤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題(2)その他に移ります。

これについては、先般持ち回り審議とさせていただきましたけれども、「国際かんがい排水委員会」関係について、事務局からご報告をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○内藤海外土地改良技術室長

それでは、海外土地改良技術室から説明させていただきます。

資料4をご覧ください。本来であれば部会を開催してご審議いただくところでしたけれども、日程の都合上持ち回り審議とさせていただきました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

「第21回国際かんがい排水委員会総会」が先日閉会しましたので、その結果について簡単にご報告させていただきます。

1ページにポイントをまとめてございます。10月16日～22日、イランのテヘランで開催され、(1)佐藤洋平委員長以下、12名の日本国内委員が22の委員会/部会に出席して、日本の知見・経験を生かした技術的な貢献、情報発信をしていただきました。

それぞれ、各ICID部会でかんがいに関するさまざまな問題について、参考として2ページに参加していただいた部会等の一覧表をつけさせていただいておりますけれども、専門の先生方に来ていただいて、非常に広範囲にわたって貢献いただきました。また、こういった活動を通じまして、日本、アジアの水田農業の特徴等を世界に発信していただいているところでございます。

順番は飛びますが、3番、「第6回世界水フォーラム」が来年3月にフランスで行われることになっておりまして、ICIDもこれに積極的に取り組んでいこうということで、FAOと共同で食料安全保障に対するテーマでコーディネーターをするということになっておりま

す。

その中で、日本としてはアジア地域作業部会を主導しまして、「アジアにおける気候変動に対応したかんがい排水の戦略」のとりまとめを行っております。これについて水フォーラムの中でも発表していくという方向が決定したところでございます。

前に戻って(2)開催地、会長・副会長の選挙がございまして、これについて事前にどこに投票するかということで、事務局案を審議いただいたところでございます。2015年の開催地について、フランスとタイが立候補しておりまして、我が国は同じアジアのタイを押そうということで考えていたのですけれども、事前に ICID 事務局の方が両国と調整して2015年がフランス、2016年がタイという案をつくりまして執行理事会に提案、それが承認という形になりました。

会長・副会長については、日本が支持する中国の GAO 氏、副会長については韓国の KIM 氏他2名が当選ということで結果が出たところでございます。

以上、簡単ですが、執行理事会の報告でございます。

今回の持ち回り審議をさせていただいたときに幾つかコメントいただきまして、大出委員から、我が国の水田農業の実績を踏まえて、水田農業の水利用の効率性あるいは多面的機能や参加型水環境といったものについて、国際社会に積極的に発信して理解醸成を求めべきだとのコメントをいただいております。

山崎委員から、農業用排水路の整備に向けた途上国への支援を積極的に進めるという内容のコメントをいただいております。勿論、ODA を我々も頑張っていきたいと思っておりますし、情報発信につきましても、今後予定される「世界水フォーラム」などの場において、積極的に情報発信していきたいと思っております。

合瀬委員から、こういった国際会議への取組みを国内向きにということで、国益にどのようにつながるのかということの説明をもう少しの方がいいのではないかというコメントをいただきました。これについては、我々もこれから検討して、広報ですとか資料づくりにおいても反映させていきたいと思っておりますので、引き続きご指導お願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

ただいまのご報告にご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

今、説明がなかったのですが、資料に参考として載っておりますが、私の方から今般の東日本大震災に関して、各国から随分励ましの言葉などをいただいたので、理事会でご挨拶させていただきまして、お礼を述べました。

特になければ、よろしいですか。どうもありがとうございました。

これで、私の議事進行の役割は終わりますので、事務局にお返しいたします。

○室本計画調整室長

長時間にわたりましてご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

今日、委員の皆さんからいただいた意見につきましては、部会長と修文について調整をさせていただきます。ご説明させていただいたとおり、修文したものをもちましてパブリックコメントに1か月間かけて、まとめていきたいと考えております。

次回の部会では、そのパブリックコメントの結果といたしますか、どういう意見が出て、それに対して事務局サイドがどういう対応をしたかという資料と、成果目標・事業量入りの計画案を提示させていただきたいと思っております。恐らく、年明けになるかと思っております。1月の中旬になるか下旬になるかはわかりませんので、私ども事務局の方で調整をさせていただきたいと思っております。

及川委員、どうぞ。

○及川臨時委員

先ほど、会議冒頭で筒井農林水産副大臣がおっしゃっていましたが、TPPとは全く関係ありませんということは再三念を押されてこの会議はスタートしたのですが、今後パブリックコメント等も含め、答申する前にTPPの行方によっては内容は大幅に変わってくる可能性もあるだろうと推計されます。今後、変更は考えられるのでしょうか。

もし答えられるのであれば、お願いします。

○實重農村振興局長

おっしゃるとおりでございます。

「食と農林漁業の再生推進本部」の基本方針・行動計画、農水省がこの5年間行う根本となる方針自体も、筒井農林水産副大臣が冒頭の挨拶で申し上げましたように、TPPとは関係ないという前提でございます。勿論、経済連携が進んでいくとか国際化に対応しなければならぬという観点はございますけれども、TPPは非常に徹底したと申しますか、ドラスティックな影響を及ぼしかねないものでありますので、別問題という整理であります。

まさに、TPPをどうするかということは昨日も大変議論されておりましたが、今日も引き続き政府部内では議論していると思っております。その結論は、今時点では、全く想定できませんので、どういう結論になるのかということは前提にしないで、検討しています。内容いかんによっては、今、委員の皆様にご議論いただいている次期土地改良長期計画自体も変わる可能性もないわけではないということをお答えさせていただきたいと思っております。

閉 会

○室本計画調整室長

それでは、長時間にわたりましてありがとうございます。本日は、これで閉会させていただきます。どうもお疲れ様でございました。